

統制環境に問題のある事業者の扱いについて

当該指針ver2.0の記載

(事業者の適格性 ②業務能力など)

- ・個人情報取り扱いの業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、社会的信用を有するよう実施・ガバナンス体制が整っていること
(例) 類似の業務経験を有する、プライバシーマーク・ISMS認証などの認証を有している 等

(ガバナンス体制 ①基本理念)

- ・「データは、個人がその成果を享受し、個人の豊かな生活実現のために使うこと」及び「顧客本位の業務運営体制」の趣旨を企業理念・行動原則等に含み、その実現のためのガバナンス体制の構築を定め経営責任を明確化していること

■ 1.現状の基準等の整理

認定指針における「ガバナンス体制」に関する記載

1) 事業者の適格性 ②業務能力など

・個人情報取り扱いの業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、社会的信用を有するよう実施・ガバナンス体制が整っていること

(例)類似の業務経験を有する、プライバシーマーク・ISMS認証などの認証を有している等

3) ガバナンス体制 ①基本理念

・「データは、個人がその成果を享受し、個人の豊かな生活実現のために使うこと」及び「顧客本位の業務運営体制」の趣旨を企業理念・行動原則等を含み、その実現のためのガバナンス体制の構築を定め経営責任を明確化していること

■ 2.情報銀行に求められること（まとめ）

情報銀行認定は、「認定基準」の適合を判断するのが原則。

個人情報取り扱いの業務を的確に遂行できることに加え、社会的信用を有するよう実施することや、認定制度の趣旨を実現するための ガバナンス体制の構築が求められる。

■ 3. 認定審査の過程において発生した ガバナンス関連事案（一例）

対象	事案
申請事業者(審査中)	認定を取得した商材である旨のウェブサイトでの表記。
申請事業者(審査中)	認定取得済みと解されるウェブサイトでの表現。
申請事業者関係会社	申請事業者と関係の深い事業者に関する、プライバシー保護が不十分である恐れがある旨の報告。

■ 4. 課題・論点

統制環境(ガバナンス体制)に課題のある事業者は、情報銀行の**認定制度全体の信頼性に影響を及ぼす可能性**があるため、ガバナンス体制が不十分である情報銀行事業者への認定付与に関する考え方を、認定指針に追加することを検討すべきではないか？

■ 5. 認定指針への記載方法（案）

1) 考え方

- ・形式的には認定基準を満たしていても、「認定制度全体の信頼性に重大な影響を与える恐れがある事案」が発生している事業者を認定することは、認定制度の信頼性維持の観点から好ましくない。
- ・ある事業者が形式的に認定基準を満たしていても、認定が付与されない、または制裁措置をうける場合があることについて、認定指針の記載から明らかになる必要がある。

2) 指針の記載方法（赤枠内文章を追加）

1) 事業者の適格性 ② 業務能力など

- ・個人情報取り扱いの業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、社会的信用を有するよう実施・ガバナンス体制が整っていること（※）

（例）類似の業務経験を有する、プライバシーマーク・ISMS認証などの認証を有している等

（※）認定付与および制裁措置（認定の一時停止等）の検討においては、申請が形式的に認定基準を満たしていても、当該事業者に認定を付与することが認定制度全体の信頼性に重大な影響を与える恐れがないか、インシデント発生等に限らず、総合的に判断する必要がある。

※ご参考：本件を適用するまでのプロセス

- 1.事案の発生（認定団体による指摘、または事業者からの報告）**
- 2.認定団体から事業者へ状況報告を要請**
- 3.報告の内容確認。事業者へ 認定付与保留、一時停止・取消し等の措置の通知**
- 4.事業者が弁明または聴聞を選択。弁明の場合は 認定団体が示す期間内に書面を提出、聴聞の場合は 認定団体が示す期日に開催される聴聞会にて陳述。**
- 5.認定団体にて措置を決定。措置の結果を事業者に通知
(決定通知に対して異議がある場合は、異議を申し出ることができる)**